

陳 情 文 書 表

受理番号	28第10号	受理年月日	平成28年2月10日
陳 情 者			
件 名	別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>我が国は、「児童の権利条約」(1994年)を批准しており、第9条3では「締結国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とあり、親子不分離の原則が明示されています。</p> <p>2014年には、ハーグ条約も批准しており、「条約加盟国は子どもの利益が、監護権に関する問題において、最高位に重要であることを強く確信し、不法な連れ去りによる有害な影響から子どもを国際的に守ること、常居国に迅速に戻される方法を確立し、それと同時に子へのアクセスの権利を守ることが望まれる。これらを解決するため、この主旨に沿う条約を締結するとともに、下記の条項に同意した。」とあり、国際間の子どもの連れ去りは禁止されましたが、一方、国内での子どもの連れ去りは、いまだ容認されています。</p> <p>国内においては、2012年には民法も改正され、同766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と、初めて面会交流・養育費に関して明記されました。</p> <p>しかしながら、現行法制では、離婚届出は、特段、面会交流・養育費を取り決めないでも受理され、面会交流の拡充・養育費の支払いは遅々として進んでいないのが、現状です。</p> <p>これらの状況を受け、2014年3月、国会では超党派議員40名以上が参加し、「親子断絶防止議員連盟(会長:保岡興治・自民党)が設立され、法制化への検討が進められておりますが、これらの動きを加速する必要があると考えます。</p> <p>つきましては、別居親も子どもの成長にかかわっていくことで(頻繁で継続的な面会交流・十分な養育費)、離婚後の子どもの精神的負担を和らげ、子どもの心の支えとなることに鑑み、「別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法律」を速やかに整備することを求める意見書を国の関係機関に提出してください。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>実効性のある面会交流が可能となるよう速やかに法整備を講じるように国の関係機関に意見書を提出してください。</p>			